法規的告示

○農林水産省告示第六百八十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
延岡家畜市場　宮崎県農業協同組合　宮崎県延岡市	延岡家畜市場　東臼杵郡市畜産農業協同組合連合会　宮崎県延岡市
小林地域家畜市場　宮崎県農業協同組合　宮崎県小林市	小林地域家畜市場　西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会　宮崎県小林市
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
児湯地域家畜市場　宮崎県農業協同組合　宮崎県児湯郡新富町	児湯地域家畜市場　児湯郡市畜産農業協同組合連合会　宮崎県児湯郡新富町

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月八日

関東信越厚生局長　武田　康久

変更前の名称	変更後の名称	所在地
国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院	国立健康危機管理研究機構国立国府台医療センター	千葉県市川市国府台一丁目七番一号

○関東信越厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月八日

関東信越厚生局長　武田　康久

変更前の名称	変更後の名称	所在地
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター	東京都新宿区戸山一丁目二十一番一号

その他告示

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、沖縄県において開催される沖縄国際海洋博覧会五十周年記念事業　企画展海―その望ましい未来を御覧、併せて地方事情を御視察のため、六月四日から同月五日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年五月八日

宮内庁長官　西村　泰彦

○外務省告示第百六十六号

令和七年三月二十五日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十四年八月十日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになったアマソナス州地域開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年十二月二十日付けの口上書により令和七年三月三十一日まで延長された。）がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和八年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百六十七号

令和七年二月二十八日にホニアラで、ソロモン諸島におけるイザベル州及びウェスタン州における学校給食を通じた栄養改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　イザベル州及びウェスタン州における学校給食を通じた栄養改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千三百万円

3　署名者

日　本　側　樋口恵一在ソロモン大使

国際連合児童基金側　ジョナサン・ヴァイチ太平洋島嶼（しょ）国代表

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百六十八号

令和六年九月十七日にアスンシオンで、パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は令和七年二月十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　中谷好江在パラグアイ大使

パラグアイ側　ルベン・ラミレス・レスカノ外務大臣

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百六十九号

令和六年七月十六日に東京で、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　署名者

日　本　側　柘植芳文外務副大臣

マーシャル側　カラニ・ラドフォード・カネコ外務・貿易大臣

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十号

令和六年七月十六日に東京で、アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億千六百万円

3　贈与の供与期限　令和七年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　柘植芳文外務副大臣

マーシャル側　カラニ・ラドフォード・カネコ外務・貿易大臣

令和七年五月八日

外務大臣　岩屋　毅